



## ●雇用保険法

この前お伝えした、保険料率アップ以外の改正点は、育児休業取得の場合です。

育児休業をとった場合、今迄は、休業期間中は「育児休業基本給付金」が支給され、職場復帰後6ヶ月経過後に「育児休業者職場復帰給付金」が支給されていましたが、4月1日以降に育児休業を開始される方に対しては、この2つの給付金を統合して「育児休業給付金」として全額育児休業中に、休業開始時賃金月額50%が支給されることになりました。

支給率を比較すると従前の制度の率のほうが高かったのですが、育児と仕事の両立が難しい現状で、6ヶ月経過後というのは高いハードルでしたから休業期間中に支給してしまうのも現実に沿った改正かなと感じます。

---

## ★トピックス ～定年年齢の引き上げも最終段階に～

65歳までの雇用継続を義務付けした平成18年改正の高齢者雇用安定法の、義務対象年齢が今年4月1日から平成25年3月31日までは、64歳以上となり、平成25年の4月以降は65歳以上となりますので、この順次引上げも最終段階に入りました。

私の元同僚達もほとんどが再雇用制度で働いています。給与は下ったようですが、以前と変わりなく働いている姿を見るにつけ、「60歳で定年だね、その後どうする？」と話し合っていたことが、遠い遠い昔のように思われます。

---

## ~~~~~編集後記~~~~~

今日、先輩(人生の)から、「どっか、安くて景色のいい床、知らへんか？」という、ご相談をうけました。先輩のおっしゃる「床」とは、二条から五条の鴨川沿いに張り出した川床のことで、京都の夏の風物詩。今では、京料理から焼き肉、フレンチまでいろいろな床があるそうです。

自慢ではないのですが、私は京都市内のビアホール、ビアガーデン情報には詳しいのですが、床となりますと自信がなく、その旨お伝えしました。

でも、もう、床やビアガーデンの話をする季節になったのですね。今年も楽しみ！

\*\*\*\*\*

## 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー  
西尾雅枝  
〒604-8155  
京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

ブログ<http://nishiosr.weblogs.jp/nishio/>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---